

## 一般ごみ収集



★ごみは必ず透明の袋に入れて中身が見えるようにしてください。  
★ごみは**収集日の朝8時まで**に出してください。

区分	収集日	出せるもの	出し方
燃えるごみ	毎週 <b>火・金曜日</b>	生ごみ、紙おむつ、CD・カセット類、布団類、革製品、プラスチック製品、ゴム製品、ぬいぐるみ等の綿製品、剪定くすなど	○生ごみは十分に水切りをする。 ○おむつは汚物を取り除いてから出す。 ○布団・毛布・絨毯は1m以内にたたんでしぼる。 ○食用油は固めるか、新聞紙等に吸わせてから出す。
燃えないごみ	毎月 <b>第2水曜日</b>	調理器具、せともの、ガラス類、刃物類、傘、ライター、カセットボンベ、缶類など	○使用済み小型家電は、リサイクルに出す。 ※右記リサイクル回収品目に詳細があります。 ○ガラスやせともの破片、刃物類は、紙や布に包んで透明の袋に入れ中身を明記する。 ○スプレー缶、カセットボンベ、ガスライターは必ず穴をあけ、ガス抜きをしてから出す。 ※ガス抜きを行う際は、火気のない屋外で作業してください。
粗大ごみ	年3回 <b>4・8・12月</b>	石油ストーブ、ソファ、椅子・机、タンス、マッサージチェア、ベット、マットレス、自転車など	○使用済み小型家電は、リサイクルに出す。 ※右記リサイクル回収品目に詳細があります。 ※本体重量がおおよそ20kgを超えるものは、粗大ごみに出してください。 ○石油ストーブは灯油を必ず抜き取り、電池を外して出す。 ※量は、粗大ごみとして収集できません。捨てる際は、環境衛生課に相談ください。
有害ごみ	<b>第4水曜日</b>	蛍光灯、乾電池、ボタン電池、鏡、体温計(水銀を含むもの)など	○中身がはっきりわかるように透明な袋に入れ、「有害ごみ」と明記する。 ○割れた蛍光灯や鏡の破片は紙や布に包んで透明の袋に入れ、中身を明記する。 ※小型充電電池は運搬時に発熱や発火する可能性があります。販売店等にて引き取りを依頼してください。(※下記参照)

## 収集できないごみ

品目	処理方法
○テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機 (家電リサイクル法6品目)	専門処理業者や販売店等での引き取りもしくは郵便局でリサイクル券を購入後、指定の場所へ持ち込みください。
○デスクトップパソコン(本体・モニター)、ノートパソコン	販売店に引き取り依頼をしてください。なお、右記のPCリサイクルマークのない製品はリサイクル料金を支払う必要があります。
○小型充電電池 (ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)	セロハンテープ等で絶縁措置をした後、家電量販店等のリサイクルボックスでリサイクルしてください。
○薬品(農業等)、消火器、廃油、プロパンガスボンベ、感染性医療廃棄物	薬品、消火器、廃油、プロパンガスボンベ等は販売店に引き取りを依頼してください。また、感染性医療廃棄物は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。
○事業活動に伴う産業廃棄物、家屋の増改築・模様替えに伴う建築廃材等	産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
○農機具、コンクリート、ブロック、瓦、自動車部品、単車、電気モーター、ポンプ、塩ビ管、設備機器類、長尺パイプ、金床などの金属類、電気温水器、タイヤ等	専門処理業者や販売店等での引き取りを依頼してください。
○事業所から排出される一般ごみ	事業系一般廃棄物収集業者に処理を依頼してください。

## ごみ処理施設への直接持込について

家庭から出た大量のごみをごみ処理施設に直接持ち込んで処分することができます。持込方法は下記のとおりです。

持込方法	① ごみをトラック等に積載した上で、役場にお越しください。役場職員が持ち込むごみの確認を行います。役場が確認した証明として「確認書」を発行します。
	② 当日午後1時から午後4時までの間に処理施設に持ち込んでください。 <b>持ち込む際「確認書」の提出が必須です。「確認書」なしでの持ち込みはできません。</b>
	【持込先・ごみ処理施設】天理市環境クリーンセンター 奈良県天理市嘉幡町180番地

## リサイクル物品回収(年6回)



★リサイクル物品回収は**日曜日**に行います。

三ヶ谷、勝原、岩屋、毛原、切幡	<b>4月7日 6月2日 8月4日</b> <b>10月6日 12月1日 2月2日</b>
春日、菅生、遅瀬、中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鶴山、片平、葛尾	<b>4月14日 6月9日 8月18日</b> <b>10月27日 12月8日 2月9日</b>

## リサイクル回収品目

種類	マーク	出し方	種類	マーク	出し方
新聞紙		・ひもで十字にしぼって出す。 ※新聞折込の広告チラシも入れ込み可能。	空き缶		・アルミ缶、スチール缶に分別する。 ・中をきれいにすすいで出す。 ※食用缶はスチール缶として出すことができる。
段ボール		・平たくのぼす。 ・ひもで十字にしぼって出す。	紙パック		・きれいに洗って乾かし、切り開いてひもでしぼって出す。 ※内側が銀色の紙パックはリサイクルできません。燃えるごみに出してください。
雑誌		・同じ大きさのものをひもで十字にしぼって出す。 ※菓子箱、包装紙なども可能。	古着		・汚れたものは洗濯する。 ・たたんで透明な袋に入れて出す。 ※ひどく黄ばんだもの、破れのあるものはリサイクルできません。燃えるごみに出してください。
ペットボトル		・飲料用、酒類、醤油用のものだけを出す。 ・キャップとラベルを外して中をきれいにすすいで出す。			
食品トレー		・白トレー、色柄トレーに分別する。 ・汚れを落として乾かし、透明な袋に入れて出す。			
発泡スチロール類		・汚れのない、きれいなものを出す。 ・透明な袋に入れて出す。			
ガラスびん		・注ぎ口の色で「透明」、「茶色」、「その他」に分別する。 ・飲料用、化粧品用のものを出す。 ・ふたを外し、中をきれいにすすいで出す。 ※ビールびん、一升びんは販売店に返却する(リターナブルびん)。 ※ガラス食器、せともの等は燃えないごみに出してください。			
容器包装プラスチック類		・汚れを落として乾かし、透明な袋に入れて出す。 ※水で軽く洗っても汚れの取れないものは燃えるごみに出す。 【リサイクルで回収できないもの】 コンビニ弁当等のスプーン、ストロー、梱包用の緩衝材、荷造りひも、CD等のケース、プラスチック製ハンガーなど			
使用済み小型家電		・電池、バッテリー等を外して出す。 ※携帯電話、スマートフォン、ハードディスク等の使用済み小型家電は環境衛生課窓口で回収しています。必ず個人情報等の内部データを削除の上、出してください。 ※おおよそ20kg以内のものは使用済み小型家電としてリサイクル可能です。20kgを超えるものは粗大ごみに出してください。 【リサイクルで回収できないもの】 家電リサイクル法対象製品、パソコンなど			

## 生ごみ処理機購入費補助金

本村では、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機を購入した方に対し、予算の範囲内にて費用の一部を補助しています。購入された方、購入を検討している方は右記の二次元コードから補助金制度の詳細を確認いただくか、環境衛生課までお問い合わせください。



## ごみの処理区分がわからない場合

ごみを捨てるときに、「燃えるごみの?」、「燃えないごみの?」、「どう捨てたらいいんだろう?」などたくさん疑問に思うことがあると思います。捨て方で迷った場合は、右記の二次元コードから捨てるものの名称を検索し、適切な措置の上、処理してください。また、名称の記載がない場合は環境衛生課までお問い合わせください。



ごみの減量化、資源化にご協力ください。  
皆様のご協力が「地球温暖化防止」に繋がります。未来の地球をみんなで守りましょう。

お問い合わせ先 〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地  
山添村役場 環境衛生課 TEL: 0743-85-0047

